

埼玉会館条例

昭和四十一年三月三十日  
条例第十二号

改正	昭和四八年一〇月一日	条例第六二号	昭和四九年一〇月一日	条例第六三号
	昭和五一年三月三〇日	条例第一二号	昭和五五年三月二九日	条例第七号
	昭和五七年三月二七日	条例第六号	昭和六〇年三月二九日	条例第七号
	平成元年三月二九日	条例第一二号	平成六年三月三一日	条例第七号
	平成八年八月二〇日	条例第二八号	平成九年三月二八日	条例第五号
	平成一二年三月二四日	条例第六号	平成一三年三月二七日	条例第八号
	平成一三年七月一七日	条例第五四号	平成一四年三月二九日	条例第一〇号
	平成一四年一二月二四日	条例第七四号	平成一五年三月一八日	条例第四号
	平成一七年三月二九日	条例第五号	平成二六年三月二七日	条例第二号
	平成二八年三月二九日	条例第一三号	平成三一年三月一九日	条例第二号

埼玉会館条例をここに公布する。

埼玉会館条例

(設置)

第一条 県民の文化的向上と福祉の増進を図るため、埼玉会館（以下「会館」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目一番四号に設置する。

一部改正〔平成一三年条例五四号・一四年七四号〕

(業務)

第二条 会館は、次に掲げる業務を行う。

一 ホール、展示室、会議室、ラウンジ、和室、リハーサル室、楽屋及び駐車場並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。

二 文化資料の展示に関する事。

三 その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

一部改正〔平成六年条例七号・八年二八号・一三年八号・一七年五号〕

(休館日)

第三条 会館の休館日は、一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年条例五号〕

(利用時間)

第四条 会館の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

一 ホール、会議室、ラウンジ、和室、リハーサル室、楽屋及び駐車場並びに附属設備 午前九時から午後九時三十分まで

二 展示室 午前九時から午後五時（知事が特に必要と認める場合にあつては、午後七時）まで

一部改正〔平成六年条例七号・八年二八号・一三年八号・一五年四号・一七年五号〕

(利用期間)

第五条 会館の施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

一 ホール、リハーサル室及び楽屋 五日

二 展示室 十五日

三 会議室、ラウンジ及び和室 五日

四 駐車場 一日

五 附属設備 その都度必要な期間

一部改正〔平成六年条例七号・八年二八号・一三年八号・一七年五号〕

(楽屋等の利用の制限)

第六条 会館の楽屋は、ホールの利用に付随して利用する場合のほかは、利用することができない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 会館の駐車場は、駐車場以外の会館の施設等の利用又は文化資料の閲覧に付随して利用する場合のほかは、利用することができないものとする。

一部改正〔平成一七年条例五号〕

(利用の許可)

第七条 会館の施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。

一 会館の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第九条 知事は、会館の利用者の遵守事項を定め、及び会館の管理上必要があるときは、その利

用者に対し、そのつど適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)  
第十條 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は会館の管理上特に必要  
があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を  
取り消すことができる。

一 第七條第三項の規定による条件又は前條の規定による遵守事項若しくは指示に違反したと

き。

二 第八條の規定に違反したとき。

三 不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これ  
によつて一部改正〔平成一二年条例六号・一七年五号〕

(原状回復)  
第十條 利用権利者は、その利用を終つたときは、すみやかに当該施設等を原状に復しなけれ

ばならない。前條第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、

同様とする。

(損害賠償)  
第十二條 会館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用又は閲覧中に会館の施

設若しくは設備を損傷し、又は会館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、

又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)  
第十三條 知事は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はそ

の者に對し、退館を命ずることができ。

一 一部改正〔昭和四九年条例六三〕

(指定管理者による管理)  
第十四條 知事は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七)が、下「法」という。)第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団

体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務

のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二條各号に掲げる業務

二 会館前二号に掲げる設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

三 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における

2 第三條から第七條まで、第九條、第十條及び別表の備考第三号の規定の適用については、これ

ら規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同條第二項中「県」とあるのは「県又は指

定管理者」とする。

全部改正〔平成一七年条例五号〕

(指定管理者の指定の手續)  
第十五條 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請

により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められ

るもの県民平等な利用を確保すること。ことができること。

一 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に会館の運営を行うことができること。

三 会館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定的に行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる

こと。

追加〔平成一七年条例五号〕

(指定管理者の公表等)  
第十六條 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の

所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しよう

とする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例五号〕

(管理の基準等)  
第十七條 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に会館の運営を行うこと。

三 会館の施設を維持管理を適切に行うこと。

四 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例五号〕

(指定の取消し等)  
第十八條 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り

消し、又は期間を指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十五條第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前條第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことと認

められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつて

も、その補償の責めを負わない。

3 第十六條第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用

する。

追加〔平成一七年条例五号〕

(指定管理者による施設の現状変更等)  
第十九条 指定管理者は、あらかじめ指定期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間満了を待たずして、その管理を停止し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を停止し、この限りでない。

追加〔平成一七年条例五号〕  
第二十条 知事は、法第二百四十四条の規定により、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一二年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例五号〕  
第二十一条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。  
2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。  
3 県又は指定管理者は、利用権利者の前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責を負わない。

(利用料金の減免)  
第二十二条 指定管理者は、利用権利者が会館の施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)  
第二十三条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。  
一 会館の利用権利者に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。  
二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。  
三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(委任)  
第二十四条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則  
この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。  
附 則 (昭和四十八年十一月一日から施行する。)  
この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。  
附 則 (昭和四十九年十月十五日から施行する。)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年三月三十日 条例第十二号)  
1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。  
2 この条例による改正後の埼玉会館条例(中略)の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十一年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十一年七月一日前のものに係る使用料及び施行日以前の申請に係る許可で、当該許可が施行日以後になされるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十五年三月二十九日 条例第七号)  
1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。  
2 改正後の埼玉会館条例(中略)の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十五年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十五年七月一日前のものに係る使用料及び施行日以前の申請に係る許可で、当該許可が施行日以後にされるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年三月二十七日 条例第六号)  
1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。  
2 改正後の埼玉会館条例(中略)の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十七年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和五十七年七月一日前のものに係る使用料及び施行日以前の申請に係る許可で、当該許可が施行日以後にされるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十年三月二十九日 条例第七号)  
1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。  
2 改正後の埼玉会館条例(中略)の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和六十年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が昭和六十年七月一日前のものに係る使用料及び施行日以前の申請に係る利用で、当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二十九日 条例第十二号)  
1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。  
2 改正後の埼玉会館条例(中略)の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る利用で、当該利用が平成元年七月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で、当該利用が平成元年七月一日前のものに係る使用料及び施行日以前の申請に係る利用で、当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従

前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日条例第七号抄）

（施行期日）

- この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉会館条例別表の改正規定（特別応接室及びラウンジに係る部分に限る。）は、同年十一月一日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の埼玉会館条例（中略）（以下これらを「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成六年七月一日以後のものに係る使用料及び使用料の還付（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成六年七月一日前のものに係る使用料等及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料等については、なお従前の例による。
- 次の表の上欄に掲げる施設の利用（最高額が二千円以上の額の入場料を徴収する場合の利用に限る。）に係る使用料の金額については、改正後の条例の規定にかかわらず、平成六年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同表の中欄に掲げる利用区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

施設	利用区分	金額（円）	
		平成六年 七月一日から 平成七年 三月三十一日まで	平成七年 四月一日から 平成八年 三月三十一日まで
		玉 会 館 大 一	平日
日 曜 日 ・ 土 曜 日 ・ 日 休	午前 四七、六〇〇 午後 九五、〇〇〇 夜間 一二三、六〇〇 一日 二二一、九〇〇 超過 一時間 二三、八〇〇	五一、九〇〇 一〇三、七〇〇 一三四、八〇〇 二四二、〇〇〇 二五、九〇〇	
玉 会 館 小 一	平日	午前 一一、八〇〇 午後 二三、五〇〇 夜間 三〇、六〇〇 一日 五五、〇〇〇 超過 一時間 五、九一〇	一二、九〇〇 二五、六〇〇 三三、四〇〇 六〇、〇〇〇 六、四五〇
	日 曜 日 ・ 土 曜 日 ・ 日 休	午前 一五、九〇〇 午後 三一、七〇〇 夜間 四一、三〇〇 一日 七四、二〇〇 超過 一時間 七、九七〇	一七、四〇〇 三四、六〇〇 四五、一〇〇 八一、〇〇〇 八、七〇〇

附 則（平成八年八月二十日条例第二十八号）

この条例は、平成八年十月二十六日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日条例第五号）

- この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第六号）

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 改正後の埼玉会館条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第八号）

この条例は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月十七日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日 条例第十号）

- この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請のあった利用に係る料金について適用し、同日前に許可の申請のあった利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年十二月二十四日条例第七十四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第五号）

（施行期日）

- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び第六条第一項にただし書を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 改正後の埼玉会館条例（以下「新条例」という。）第十四条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。)前においても、新条例第十四条第一項、第十五条及び第十六条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 指定管理者が利用の許可その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十八年三月二十九日条例第十三号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表(第二十条関係)

施設等の名称	利用区分		利用料金	
			平日	日曜日・土曜日・休日
大ホール	A	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	四一、〇〇〇円以下	五五、四〇〇円以下
			八二、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	一〇六、七〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下
			一九一、三〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下
小ホール	A	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	二〇、五〇〇円以下	二七、七〇〇円以下
			五三、四〇〇円以下	七二、一〇〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	一〇六、六〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下
			一三八、七〇〇円以下	一八七、二〇〇円以下
第一展示室	A	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	二四八、八〇〇円以下	三三六、一〇〇円以下
			二六、七〇〇円以下	三六、〇〇〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	一三、七〇〇円以下	一八、五〇〇円以下
			二七、四〇〇円以下	三七、〇〇〇円以下
第二展示室	A	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	三五、七〇〇円以下	四八、二〇〇円以下
			六四、一〇〇円以下	八六、五〇〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	六、八九〇円以下	九、二九〇円以下
			一七、九〇〇円以下	二四、一〇〇円以下
第三展示室	A	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	三五、六〇〇円以下	四八、一〇〇円以下
			四六、四〇〇円以下	六二、六〇〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日 超過一 時間	八三、四〇〇円以下	一一二、四〇〇円以下
			八、九六〇円以下	一二、〇〇〇円以下
第一会議室	A	一日 延長一 時間	九、七二〇円以下	二、三二〇円以下
			二〇、八〇〇円以下	二、五八〇円以下
	B	午前 午後 夜間 一日	三四、七〇〇円以下	八、二九〇円以下
			四、二一〇円以下	八、二七〇円以下
C	午前 午後 夜間 一日	一〇、八〇〇円以下	一九、七〇〇円以下	
		一〇、八〇〇円以下	一九、七〇〇円以下	

第二会議室	午前 午後 夜間 一日	三、三三〇円以下 六、六七〇円以下 八、八五〇円以下 一五、九〇〇円以下
第三会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
第四会議室	午前 午後 夜間 一日	三、七七〇円以下 七、六九〇円以下 九、八七〇円以下 一八、一〇〇円以下
第五会議室	午前 午後 夜間 一日	三、七七〇円以下 七、六九〇円以下 九、八七〇円以下 一八、一〇〇円以下
第六会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
第七会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
第八会議室	午前 午後 夜間 一日	三、七七〇円以下 七、六九〇円以下 九、八七〇円以下 一八、一〇〇円以下
第九会議室	午前 午後 夜間 一日	三、七七〇円以下 七、六九〇円以下 九、八七〇円以下 一八、一〇〇円以下
第十会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
第十一会議室	午前 午後 夜間 一日	八、六七〇円以下 一五、三〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 三八、〇〇〇円以下
第十二会議室	午前 午後 夜間 一日	八、六七〇円以下 一五、三〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 三八、〇〇〇円以下
第十三会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
第十四会議室	午前 午後 夜間 一日	三、七七〇円以下 七、六九〇円以下 九、八七〇円以下 一八、一〇〇円以下
第十五会議室	午前 午後 夜間 一日	八、六七〇円以下 一五、三〇〇円以下 一九、五〇〇円以下 三八、〇〇〇円以下
第十六会議室	午前 午後 夜間 一日	二、七五〇円以下 五、三七〇円以下 七、二六〇円以下 一三、〇〇〇円以下
ラウンジ	午前 午後 夜間 一日	一二、一〇〇円以下 二四、三〇〇円以下 三五、五〇〇円以下 六〇、五〇〇円以下
和室	午前 午後 夜間	二、四六〇円以下 四、七九〇円以下 六、二四〇円以下

		一日	一、三〇〇円以下
リハ一 サル室	C	午前	一、三〇〇円以下
		午後	一、三〇〇円以下
		夜間	一、三〇〇円以下
		一日	三、一九〇円以下
		超過一 時間	六〇〇円以下
	D	午前	二、六〇〇円以下
		午後	二、六〇〇円以下
		夜間	二、六〇〇円以下
		一日	六、三八〇円以下
		超過一 時間	一、二〇〇円以下
第一楽屋		午前	一、七四〇円以下
		午後	一、七四〇円以下
		夜間	一、七四〇円以下
		一日	四、五〇〇円以下
		超過一 時間	八七〇円以下
第二楽屋		午前	二、〇三〇円以下
		午後	二、〇三〇円以下
		夜間	二、〇三〇円以下
		一日	五、二二〇円以下
		超過一 時間	一、〇一〇円以下
第三楽屋		午前	一、七四〇円以下
		午後	一、七四〇円以下
		夜間	一、七四〇円以下
		一日	四、五〇〇円以下
		超過一 時間	八七〇円以下
第四楽屋		午前	二、四六〇円以下
		午後	二、四六〇円以下
		夜間	二、四六〇円以下
		一日	六、〇九〇円以下
		超過一 時間	一、二三〇円以下
第五楽屋		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下
		夜間	一、四五〇円以下
		一日	三、六三〇円以下
		超過一 時間	七二〇円以下
第六楽屋		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下
		夜間	一、四五〇円以下
		一日	三、六三〇円以下
		超過一 時間	七二〇円以下
第七楽屋		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下
		夜間	一、四五〇円以下
		一日	三、六三〇円以下
		超過一 時間	七二〇円以下
第八楽屋		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下
		夜間	一、四五〇円以下
		一日	三、六三〇円以下
		超過一 時間	七二〇円以下
第九楽屋		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下
		夜間	一、四五〇円以下
		一日	三、六三〇円以下
		超過一 時間	七二〇円以下
		午前	一、四五〇円以下
		午後	一、四五〇円以下

第十楽屋	夜間 一日 超過一 時間	一、四五〇円以下 三、六三〇円以下 七二〇円以下
駐車場	一台 一時間	三六〇円以下
附属設備		規則で定める額以下

備考

一 利用区分の欄におけるA、B、C及びDとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

A	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合及び最高額が二千元未満の額の入場料を徴収する場合
B	最高額が二千元以上の額の入場料を徴収する場合
C	同一の日においてホールを利用する場合
D	同一の日においてホールを利用しない場合

二 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時三十分から午後九時三十分まで、一日とは午前九時から午後九時三十分（展示室の場合にあつては、午後五時）までをいう。

三 超過一時間とは、知事が施設等の利用について準備作業、撤去作業その他の特別の事由があり、かつ、管理上支障がないと認めて一時間を単位に許可をした場合の当該許可に係る一時間をいう。

四 延長一時間とは、展示室を午後五時以降に利用する場合の当該利用に係る一時間をいう。

五 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する休日を除く。）をいう。

六 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

七 駐車場を利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として利用料金を算定する。

八 施設等の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。

全部改正〔平成一二年条例六号〕、一部改正〔平成一三年条例八号・一四年一〇号・一五年四号・一七年五号・二六年二号・二八年一三号・三一年二号〕